

15章 左官工事

6節 仕上塗材仕上げ

15. 6. 1 一般事項

この節は、建築用仕上塗材を用いる内外装の仕上工事に適用する。

15. 6. 3 施工一般

- (1) 15.1.3の見本塗板は、所要量又は塗厚が工程ごとに確認できるものとする。
- (2) 仕上げ工程の放置時間等は、18.1.4[施工一般](8)による。
- (3) 施工場所の気温が低い場合は、18.1.6[施工管理](1)による。
- (4) 外部の仕上げ塗りは、降雨、多湿等により結露のおそれのある場合又は強風時には、原則として、行わない。
- (5) 仕上げて溶剤を用いる場合は、換気をよくして、溶剤による中毒を起こさないようにする。
- (6) 工程ごとの所要量等の確認を、15.6.7により行う。
- (7) シーリング面に仕上塗材仕上げを行う場合、シーリング材が硬化した後に行うものとし、塗り重ね適合性を確認し、必要な処理を行う。